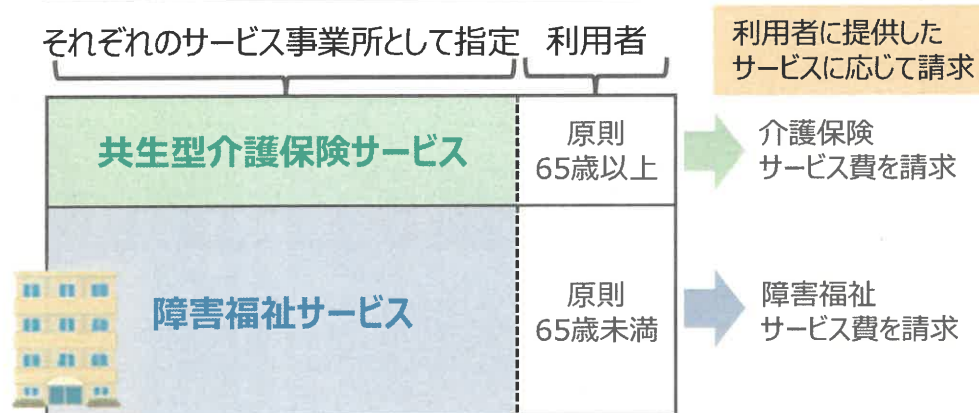


共生型サービスの実施イメージ

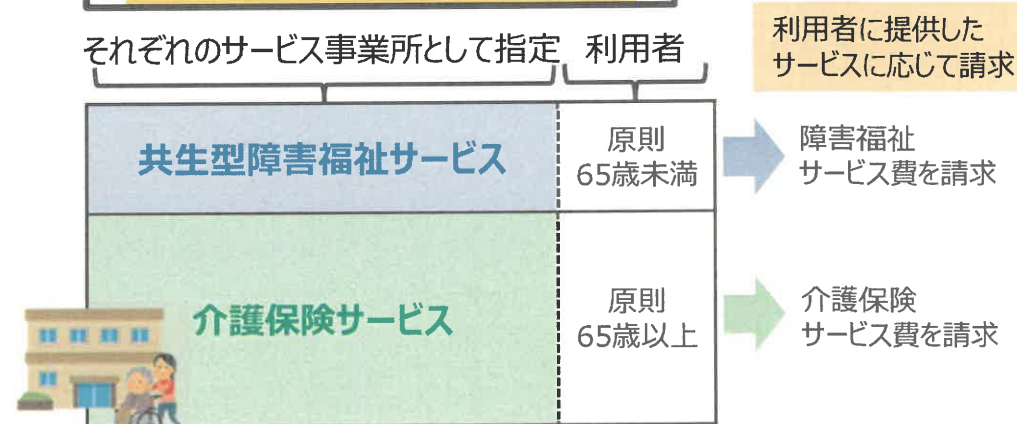
資料6 参考資料4

- 介護保険サービス・障害福祉サービス等のホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイに相当する事業の指定を受けている事業所は、障害福祉サービス等・介護保険サービスの同類型のサービスについて、「共生型サービス」の指定を受けることが可能。
- 利用者の年齢・状態像に応じ、介護保険サービス・障害福祉サービス・共生型障害福祉サービス・共生型介護保険サービスのいずれかを提供する。

共生型介護保険サービスの実施



共生型障害福祉サービスの実施



- 従来、**障害福祉サービス**として、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイに相当する事業の指定を受けている事業所は、**共生型介護保険サービス**事業所の指定を受けることが可能。
例) 障害福祉サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」の指定を受けている事業所は、「共生型訪問介護」の指定を受けることが可能。
- 利用者の年齢・状態像に応じ、**障害福祉サービス**、**共生型介護保険サービス**のいずれかを提供する。
- サービス費用の財源は、
 - ・**障害福祉サービス**：障害者総合支援法に基づく税財源
 - ・**共生型介護保険サービス**：介護保険法に基づく税及び保険料財源となっているため、請求は別々に行う。

- 従来、**介護保険サービス**として、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイに相当する事業の指定を受けている事業所は、**共生型障害福祉サービス**事業所の指定を受けることが可能。
例) 介護保険サービスの「訪問介護」の指定を受けている事業所は、「共生型居宅介護」「共生型重度訪問介護」の指定を受けることが可能。
- 利用者の年齢・状態像に応じ、**介護保険サービス**、**共生型障害福祉サービス**のいずれかを提供する。
- サービス費用の財源は、
 - ・**介護保険サービス**：介護保険法に基づく税及び保険料財源
 - ・**共生型障害福祉サービス**：障害者総合支援法に基づく税財源となっているため、請求は別々に行う。

共生型サービスの対象となるサービス

- 共生型サービス創設の目的に照らし、以下のサービスを対象としている。
- ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
 - ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
デイケア	○ 通所リハビリテーション	➡	○ 自立訓練（機能訓練）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護	➡	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
	□ 通い □ 泊まり	➡	○ 短期入所

※ 障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。